

憲法と労働法及び労働者(その1) 改憲の狙いは何か

いま「憲法」が危機にあるという。主要には憲法第9条の「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する第二項 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」という戦争の放棄・戦力の不保持の条文を改めるというものである。これは安倍政権ばかりではなく歴代の自民党内閣が一貫して追求してきているものであるが、実は、それ以外にも、労働者の労働・生活諸権利にも手を突っ込もうとしているのである。ここでは、「労働者の権利」という点に絞って改憲勢力が進める憲法改悪の問題点と狙いについて、何回かに分けて述べたいと思う。

なおここで対比する「憲法改正草案」(以下、改正案)は、自由民主党憲法改正推進本部が取りまとめた「案」である。(傍線は、変更した部分)

まず、労働法及び労働者の権利の基本となる条項は、第11条「基本的人権」であろう。

(憲法第11条) 基本的人権 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

(改正案) 基本的人権(基本的人権の享有) 国民は、全ての基本的人権を享有する。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利である。

この条文改正案を読んだだけでは、案外すんなりと受け入れそうである。問題は、「享有を妨げられない」と「享有する」という表現の違いである。共有とは「生まれながらに持っている」という意味であるが、「妨げられない」ということは権力による人権への侵害を想定し、これを明確に禁じたもので

ある。「享有する＝生まれながらに持っている」という規定のみでは、権力による人権侵害を止めさせるものとはなり得ない。

以下、具体的権利の条項である。

(憲法第 12 条) 自由及び権利の保持 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

(改正案) 自由及び権利の保持(国民の責務) この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力により、保持されなければならない。

国民は、これを濫用してはならず、自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚し、常に公益及び公の秩序に反してはならない。

この条文での最大の問題は、「公益及び公の秩序」というところであろう。「公共の福祉」とは、個人の自由や権利は、社会全体の利益を害さない限り、尊重されると言う趣旨である。ところが自民党の憲法改正草案では、「公共の福祉」という文言が、全て「公益と公の秩序」に置き換えられている。「公益」とは何なのか。「国益」と言い換えることもできる。「公の秩序」とは何なのか。「公権力により秩序」と言い換えることもできる。つまり、国益に反するような生命、自由及び幸福追求の権利は認めないということになる。そして、公権力による秩序以外は認めないということである。つまり、「公権力」の秩序が絶対であり、個人の生命、自由、幸福追求の権利は従ということになる。

(憲法第 13 条) 生命、自由及び幸福追求に対する権利 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

(改正案) 生命、自由及び幸福追求に対する権利(人としての尊重等) 全て
国民は、人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公益及び公の秩序に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大限に尊重されなければならない。

「個人」から「人」へと何気なく(?) 変えられている。歴史学者によると、「個人」とは、individual(これ以上分割されないものという意味)を明治になって日本語に翻訳して作られた言葉だという。自民党憲法改正草案ではどうか。その「個人」にかえて「人」を採用している。では、「人」とは何か。草案の説明等では、その「人」とは「日本の伝統・文化・郷土を大事にして社会に迷惑をかけず家族や社会との調和を重んじる者」とのことのようだ。それはすでに「個人」という概念から外れている。

近代法の考え方の基本となるのは、1789年のフランス「人権宣言」であると言われている。1789年のフランス革命は「ブルジョア革命」と位置付けられているから、いわば近代資本主義社会の骨組みの基本というべきものである。その考え方は3点である。その第1は、人権の固有性ということである。人権の固有性とは、人権が法の規定や恩恵として与えられたものではなく、人間であることにより当然に有するとされる権利であることをいう。第2は、人権の不可侵性である。人権が原則として公権力によって侵されないということを用いる。第3は、人権の普遍性人権は、人種、性、身分などの区別に関係なく、人間であるというただそれだけで当然にすべて享有できる権利であるということを用いる。

自民党案では、その個人の人権が否定されている。「国家」の利益が最優先されるのだ。しかし、「個人」の人権が尊重されない社会というのは一体何なのか。何のための、誰のための国家なのか。

例えば、日本の「伝統・文化・郷土」を尊重しないとみなされたり(国旗・国歌問題等)、「個人」の生き方や権利を尊重してほしいと主張する者を家

族や社会との調和を乱す者だとみなされると、それは憲法で保障する権利の人としては尊重されなくなるわけである。しかも、その「伝統・文化・郷土」とは誰が規定し、誰が判断するのか。それは個々人の生き方や価値観、解釈によって受け取り方が違うのはむしろ当たり前であり、「人」という極めてとらえどころのない概念で捉えきれるものではない。

(憲法第 14 条 1 項) 法の下での平等 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

(改正案) 法の下での平等(法の下での平等) 全て国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、障害の有無、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

憲法 14 条は、国家権力は国民を不合理に差別してはならないということ、国民に対しては、平等に扱われる権利ないし不当な差別をされない権利を保障した内容である。国家が国民を不当に差別してはならないということについて、「国家権力を構成する立法、行政、司法のすべてを拘束するという原則」で平等原則と言う。国民の平等に扱われる権利ないし不当な差別をされない権利を国家側と国民側双方から規定している。

つまり、国家権力による国民への不当な扱いを規制する内容である。国家が国民に対して「強制し、不当な扱いをする」こと自体が、憲法違反となる可能性が高いのである。

(労者研事務局長 本村充)